

年度経営計画 の見直し

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

年初に計画を立てた年間計画も、個人事業の場合には半年が経過いたしました。そこで、年末の利益計画への対応を考慮して、上期実績をもとに下期の計画見直しの検討が必要かと思えます。法人の場合には、6カ月経過後の同様の検討をお願い申し上げます。

1 収入計画

上半期の実績を基に保険収入及び自費収入の計画を見直します。

(1) 保険収入

保険収入については、診療日数、1日患者数、1人当点数の上期実績を考慮しながら下期の計画を見直します。季節変動のある診療科目の場合には、1日患者数を季節変動に合わせて見直すと実態的な計画となります。今年度は診療報酬の改定がありませんでしたので、上期の実績を前提にしてください。

また、下期は夏季休暇、年末年始休暇等休診日が増えますので、その点も考慮してください。

(2) 自費収入

自費収入については、現状の見込みを前提に年間の目標額を計画

するとよいでしょう。見込みが立てにくい項目ですが、計画とのずれが直接、利益に影響してきますので可能な限り、実態に近い計画としてください。

2 経費計画

経費のなかで、収入のほぼ連動する診療材料、外注技工料については収入に対する割合により見直しを行ってください。診療内容の変化や価額改定等により割合が増減している場合がありますので、上期実績をみながら改定してください。

経費のなかで、ほぼ毎月固定的に発生するものについては、大きく変化があったものや下期に特別支出予定のあるものについて見直しをします。

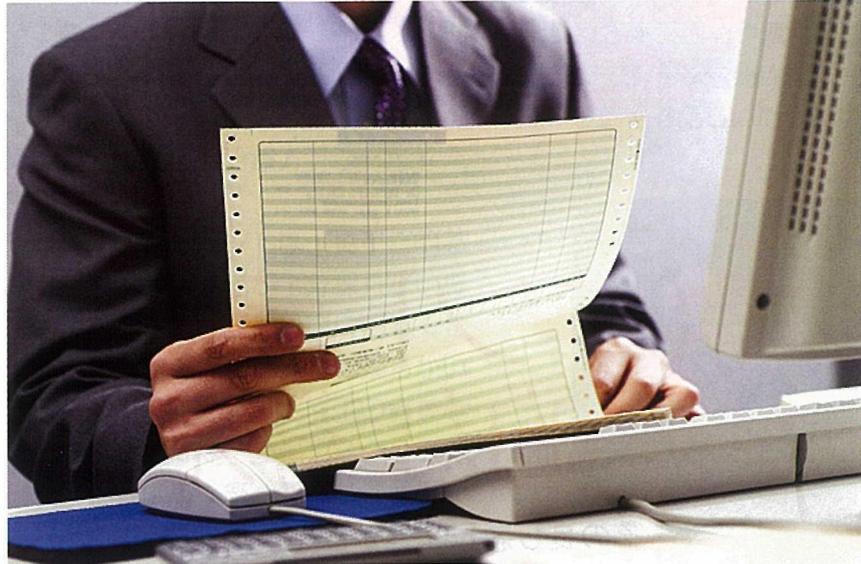
給与については4月に昇給をしている場合が多いので、昇給後の実績を基に見直しをします。また、賞与についても夏季・冬季の見込みを計画する必要があります。

大きな設備投資があった場合や予定がある場合には、経費計画には減価償却費の見直しということになります。この項目も、特別償却・税額控除の選択等、利益影響が大きい項目ですから、あらかじめ計画に見込むことが有効です。

3 設備投資計画

上期の患者数や診療内容の変化等に対応した設備投資の検討をしてください。また、利益計画上節税対策が必要な場合も、設備投資が重要な位置を占めます。

設備投資の内容によっては時間



を要するものもありますので、効果的な導入時期を検討してください。

4 節税対策

収入計画と経費計画の見直しにより、年間の利益計画の見直しができますので、それを基に年間の納税額を試算します。それを前提として今年度の節税対策を検討することになります。

また、年間の納税額が前年より下回る場合には、予定納税の金額(7月・11月)を減額する手続きがありますから、住宅の購入や事業以外でも損失等の発生があった場合にはご検討ください(届出は11月15日まで)。

検討のポイントは次の点を考慮して検討してください。

- (1) 利益水準が1,500万円を超えていたら医療法人化の検討をしてください。その上で、今年度有効な節税対策を検討してください。
- (2) 個人事業を前提にする場合には、概算経費の適用がある場合には年間の社会保険収入が5,000万円を超えないように注意することが有効です。
- (3) それ以外の個人の場合には設備関係で必要なものがないかリストアップしてください。特に、医療機器で500万円以上のもの(特別償却の対象)、30万円未満のもの(一括経費処理)については金額を意識して計画してください。
- (4) 小規模企業共済、年金基金の加入を検討してください。いずれも所得控除として支払額がそのまま所得を減額する効果がありますから、個人の節税対策として有効です。

5 資金計画

節税対策の実行資金も含め、年末・納税時期まで資金の検討をしてください。利益があることと資金があることは違いますから、資金計画を見直して必要があれば資金借入れの手続きをすることが必要です。

